第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十日

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準
（内閣府・復興庁・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業１）　一
○肥料を登録した件
（農林水産五七二、五七三）　三
○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境一六）　五

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他　二三
会社決算公告　二三

○

△

○

告示

○内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、財務省、告示第一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十八条第一項の規定に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、その再生の支援を行うものである。機構は、被災地域において多数の事業者が自己の責めに帰することができない事由によりその事業の用に供する資産に甚大な被害を受けたことを踏まえ、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えるよう適切に配慮するほか、被害の状況、経営状況等を考慮し、一定期間の弁済猶予等の金融支援を行うものとする。

「過大な債務を負っている」については、収益力に比して過剰な債務を負っているため、債権放棄、弁済猶予等の金融支援による事業の再生が求められている状態をいう。

機構が支援決定及び買取決定を行うに当たっては、次に定める基準によることとする。なお、機構は、その業務の対象を各県の産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものとし、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等の事業再生支援を重点的に行うとともに、被災各県に設置されている産業復興相談センター及び産業復興機構と連携を図るものとする。

Ⅰ．支援決定基準

機構は、再生支援の申込みがあったときに、当該申込みが次の１．から６．までの全てを満たす場合でなければ、支援決定をしてはならない。

１．当該申込みをした事業者（以下「申込事業者」という。）の被災前の債務が、東日本大震災による被害の結果、収益力に比して過大な債務となったこと。

２．申込事業者が、東日本大震災前に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条第１項の地域を定める政令（平成23年政令第397号。以下「被災地域指定政令」という。）で定める地域で事業活動を行っており、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号。以下「法」という。）第19条第１項各号に掲げる事業者以外の者であること。

（注１）　以下のような場合も認められる。

㋑　申込事業者が東日本大震災前に事業活動を行っていた業種と異なる業種で再生を図ろうとする場合

㋺　申込事業者が東日本大震災前に事業活動を行っていた地域以外の地域（被災地域指定政令で定める地域に限る。）で事業の再生を図ろうとする場合